

議案第12号

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成26年 2 月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

受給資格者が支払う医療保険各法による療養の給付に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料を医療費等助成金の支給対象に加えること等の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び調剤費」を「、調剤費並びに診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料」に改める。

第2条第3項第5号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第5条第1項第7号中「自己負担額」を「標準負担額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、受給資格者が医療保険各法による療養の給付に係る診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の証明手数料を支払ったときは、当該証明手数料の額に相当する額を医療費等助成金として支給する。ただし、1件につき200円を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項第5号及び第5条第1項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、前項本文に定める日以後の療養の給付に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料について適用する。